

1 山梨県環境基本条例

(1) 条例制定について

これまで、山梨県の環境施策及び事業については、平成5年4月1日に制定された「山梨県環境首都憲章」に示された基本理念、目指すべき社会、県民事業者の役割に従って推進されてきた。

この憲章の趣旨をさらに発展させ条例化するに至ったものであり、環境の保全及び創造に関する基本理念並びに県民・事業者・県の責務を定め、施策を総合的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として制定し、平成16年4月1日に施行されたものである。

条例には、「人と自然が共生できるふるさと山梨」を実現する決意を明らかにした前文を設け、また、基本理念として

- ・環境の恵沢の享受と継承等
- ・環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等
- ・地球環境保全の積極的推進

を定めるとともに、環境の保全及び創造に関する基本施策として

- ・資源の循環的な利用の促進
- ・環境の保全及び創造に関する教育学習

等について規定した。

さらに、本県の特性を踏まえ

- ・富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策
- ・森林の保全
- ・水環境の保全
- ・環境の保全に資する農業の促進

等を重点施策として位置づけた。

(2) 山梨県環境基本条例

前文

私たちは、富士山、八ヶ岳、南アルプスなどの山々、緑あふれる森林、清らかな水など豊かな自然環境に支えられて良好で快適な生活を営んできた。

しかしながら、県民生活や事業活動から生ずる環境への負荷が増大することにより、将来にわたって良好な環境を維持することが、この山梨においても、次第に難しくなっており、さらに、地球温暖化、オゾン層の破壊など人類の存続基盤である地球環境にも影響を及ぼしてきている。

もとより、私たちは、良好で快適な環境の下に健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、健全で恵み豊かな環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

私たちは、これまで、山梨県環境首都憲章を規範とし、豊かな自然の維持を図り、健康で文化的な生活の確保に努めてきた。今後、その理念や取組を一層推進するとともに、循環型社会を構築することにより、人と自然とが共生することができる山梨を実現するため、一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動を自ら問い直し、環境の保全と創造に取り組んでいかなければならない。

このような認識の下に、私たち山梨県民は、ここに、人と自然とが共生することができるふ

るさと山梨を実現することを決意し、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに県民、事業者及び県の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 二 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第三条 環境の保全及び創造は、県民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、その環境を将来の世代へ継承していくよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全及び創造に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨とし、並びに地域の特性に応じた環境の保全及び創造に関する行動により人と自然とが共生する潤いのある環境が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 3 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(県民の責務)

第四条 県民は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、県民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずる責務を有する。
- 3 前二項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再

生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

- 4 前三項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、県が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(県の責務)

第六条 県は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び計画的に実施する責務を有する。

- 2 県は、県民、事業者及び市町村と連携し前項の施策を実施するものとする。

第二章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第一節 施策の策定等に係る指針

第七条 この章に定める環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- 一 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- 二 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、水辺地、農地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- 三 人と自然との豊かな触れ合いが保たれる等快適な生活環境が創造されること。

第二節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第八条 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、環境基本計画を定めるに当たっては、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境の状況等の公表)

第九条 知事は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関し講じた施策及び講じようとする施策を取りまとめ、これらを公表しなければならない。

第三節 環境の保全及び創造を推進するための施策

(資源の循環的な利用の促進等)

第十条 県は、廃棄物及び一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品(現に使用されているものを除く。)又は製品の製造その他の人の活動に伴い副次的に得られた物品(以下この条において「廃棄物等」という。)の発生が抑制され、廃棄物等のうち資源

となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用が適正に行われることが促進され、並びに廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分が確保されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(自主的な環境管理の促進等)

第十一条 県は、自ら環境管理(事業活動の実施に当たって、環境の保全及び創造に関する方針及び目標を定め、その方針及び目標を達成するための計画を策定して実施し、並びにその実施状況を点検して必要な是正の措置を講ずる一連の取組をいう。以下この条において同じ。)を実施するとともに、事業者及び市町村が自主的に行う環境管理の実施の促進に努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する教育、学習等)

第十二条 県は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実により県民及び事業者が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

第十三条 県は、県民、事業者及びこれらの者が組織する民間の団体(以下「県民等」という。)が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第十四条 県は、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる規制の措置を講じなければならない。

- 一 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音等公害の原因となる行為に関し、公害を防止するために必要な規制の措置
- 二 自然環境を保全することが特に必要な区域における自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、その支障を防止するために必要な規制の措置

2 前項に定めるもののほか、県は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第十五条 県は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全上の支障を防止するための経済的措置)

第十六条 県は、環境への負荷を生じさせる活動又は生じさせる原因となる活動(以下この条において「負荷活動」という。)を行う者がその負荷活動に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、その負荷活動を行う者にその者の経済的な状況を勘案しつつ必要な経済的措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全に資する施設の整備等の推進)

第十七条 県は、生活排水の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備その他の事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、前二項に定める公共的施設の適切な利用を促進するための措置その他のこれらの施設に係る環境の保全上の効果が増進されるために必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第十八条 県は、第十二条の環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに第十三条の県民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査及び研究の実施)

第十九条 県は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な調査及び研究を実施するものとする。

(監視等の体制の整備)

第二十条 県は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、巡視、観測、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

第四節 環境の保全及び創造に関する重点施策

(富士山及びその周辺地域の環境の保全に関する施策)

第二十一条 県は、富士山及びその周辺地域(富士箱根伊豆国立公園の区域のうち県内の区域をいう。)の多様な自然及び優れた景観を良好な状態に保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(森林の保全等)

第二十二条 県は、森林の保全及び整備並びに緑化の推進を図ることにより森林等の有する地球温暖化の防止、水源のかん養、人と自然との豊かな触れ合いの機会の提供等の機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(水環境の保全等)

第二十三条 県は、水環境(河川、湖沼等及びこれらの周辺において水、水生生物等が一体的かつ有機的に構成された環境をいう。以下この条において同じ。)を良好な状態に保全するため、及び水環境における人と自然との豊かな触れ合いの機会を提供する機能を発揮させるため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に資する農業の促進)

第二十四条 県は、農業の有する水源のかん養、自然環境の保全等の機能を発揮させ、及び肥料の適正な使用等により環境への負荷の低減を図るため、環境の保全に資する農業の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

第五節 地球環境保全に関する施策

第二十五条 県は、地球環境保全を図るため、二酸化炭素の排出抑制、フロンの回収等必要な施策を推進するものとする。

第六節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第二十六条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第二十七条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を講ずるに当たっては、国及び他の地方公

共団体と相互に協力するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第二十八条 県は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(県民からの意見の聴取)

第二十九条 県は、環境の保全及び創造に関する施策に県民の意見を反映できるように、県民から意見を聴くための措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第三十条 県は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 環境行政の推進体制

(1) 本県の環境行政組織

県の環境行政組織は、経済の高度成長の過程で急激に進行した環境汚染の防止を求める社会的要請を背景に、昭和40年5月、公害に関する基本的な事項についての協議検討と総合的な推進を図るため、庁内の連絡機関として、公害対策連絡会議を設置して以来、改編整備を重ねながら環境行政の円滑な推進を図ってきた。

環境行政組織の経緯及び平成14年4月現在の組織図を表3-1-1、図3-1-1に示す。

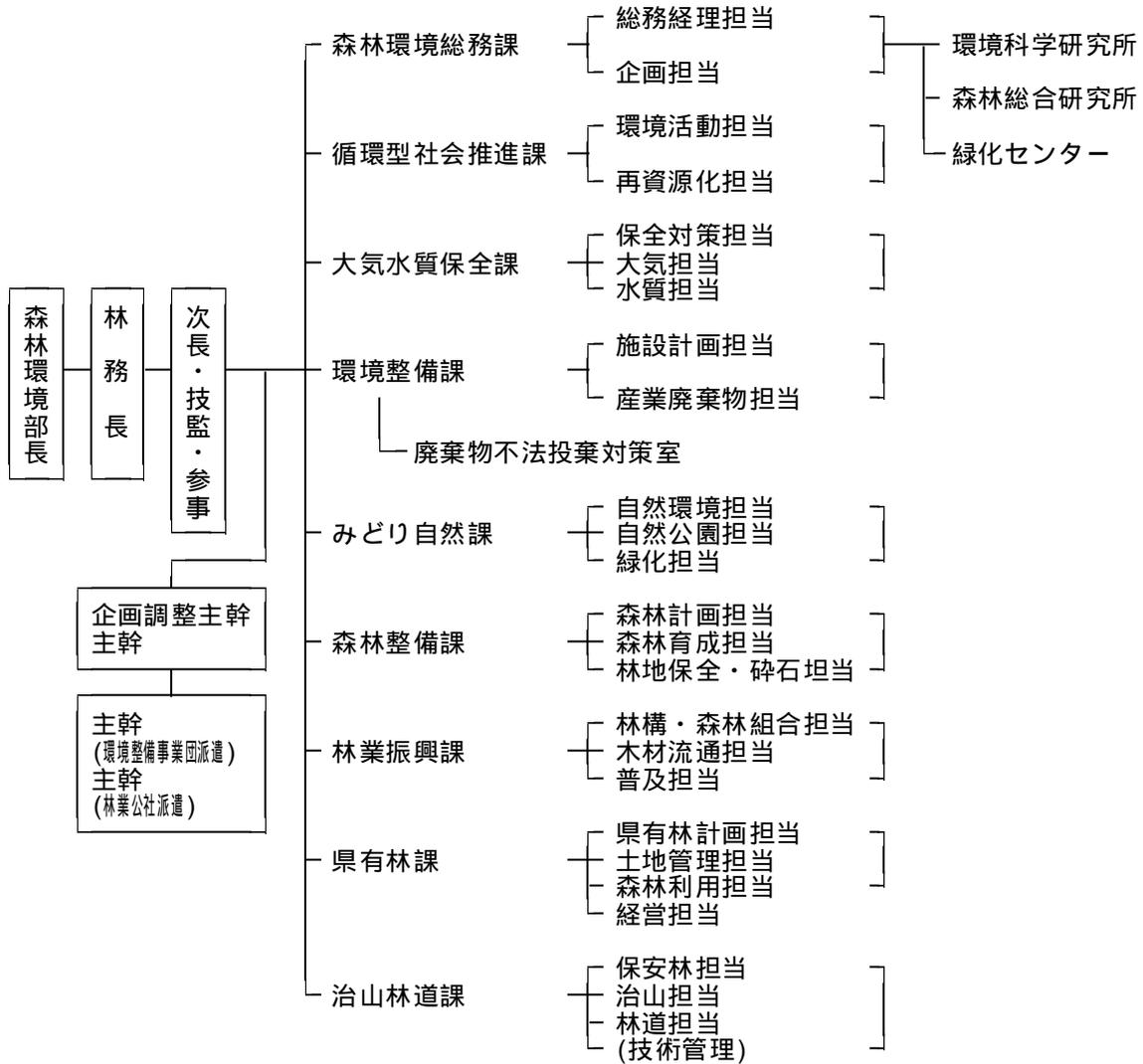
表3-1-1 環境行政組織の経緯

年月	本 庁	出 先 機 関
40.5	公害対策連絡会議を設置	
44.4	厚生部公衆衛生課に公害係を設置	
45.4	厚生部に公害課を設置 庶務企画係 公害第1係 公害第2係	衛生研究所に公害科を設置
47.4		甲府・吉田の保健所に環境整備係（公害担当を設置 日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に公害担当職員を配置
49.4	組織変更により県民生活局公害課となる。	甲府保健所に公害係を設置 吉田保健所に環境整備公害係を設置 日下部・石和・身延・小笠原・葦崎・大月の保健所に環境衛生公害係を設置
50.4		衛生研究所を衛生公害研究所に名称変更
50.4		衛生公害研究所に公害第一科、公害第二科を設置
55.4	県民生活局自然保護課を統合し県民生活局環境公害課となる。	組織変更により保健所に衛生課を設置 （係廃止による。）
59.4		衛生公害研究所の公害第一課、公害第二課 環境科学課を統合し公害研究専門部を設置
4.4	環境局を新設し、環境総務課・環境保全課・廃棄物対策課・景観自然保護課の4課体制となる	
11	環境総務課環境科学研究所建設準備担当が、環境科学研究機関設置準備室として、課内室となる。	

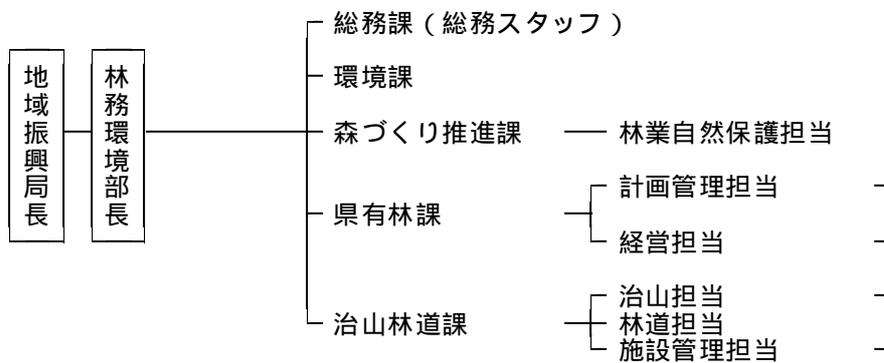
年月	本 庁	出 先 機 関
5.4	環境科学研究機関設置準備室が環境総務課から分離し、4課1室体制となる。	地方振興事務所に環境生活担当を設置
7.4	廃棄物対策課を環境整備課に名称変更	
9.4	環境活動推進課を設置	環境科学研究所を設置
9	環境整備課に廃棄物資源化推進プロジェクトチームを設置	
11.4	同チームを廃止し、広域化担当を設置 廃棄物等環境監視指導プロジェクトチームを設置	
12.4	環境局と林政部を統合し、森林環境部を設置。	
13.4		出先機関の見直しを図り、県内5圏域の地域振興局に6林務環境部環境課を設置
14.4	環境総務課資源化担当が再資源化システム推進室として、課内室となる。	衛生公害研究所の公害研究専門部を環境科学部に名称変更
16.4	環境整備課内に廃棄物不法投棄対策室を設置 再資源化システム推進室廃止 環境活動推進課を循環型社会推進課に名称変更	

図3-1-1 環境関係組織図（H16.4.1現在）

1 森林環境部



2 各地域振興局



(2) 環境関係審議会等の設置状況

表3-1-2 審議会等の設置状況

名 称	委員の構成 (オブザーバーを除く)		定 数 (現委員数)	根拠法令等	備 考
山梨県環境保全審議会	学識経験者	28	30人 (30人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境基本法 (法第43条) ・ 自然環境保全法 (法第51条) ・ 山梨県附属機関 の設置に関する 条例 	環境保全に関する基本的事項と自然環境の保全並びに鳥獣の保護、繁殖及び狩猟並びに温泉に関する重要事項の調査審議等
	市町村長	2			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
	その他	0			
山梨県環境影響評価等技術審議会	学識経験者	15	15人 (15人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山梨県環境影響 評価条例 (条例第47条) 	環境影響評価等に関する技術的事項の調査、審議等
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
その他	0				
公害審査委員候補者	学識経験者	12	12人 (12人)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公害紛争処理法 (法第18条) 	
	議会議員代表	0			
	市町村長	0			
	関係行政機関	0			
	住民代表	0			
その他	0				

(3) 環境関係審議会等委員名簿

山梨県環境保全審議会 (平成16年11月現在)(任期: H16.11.10~H18.11.9)

氏名	所属等	部会
飯窪 さかえ	山梨県女性団体協議会長	
石井 迪男	横河総合研究所理事	
石田 高	山梨大学名誉教授	温泉部会
岩附 正明	山梨大学教授	
牛沢 正博	山梨県農業協同組合中央会専務理事	鳥獣部会
風間 ふたば	山梨大学助教授	温泉部会
金子 栄廣	山梨大学助教授	
岸 ユキ	韮崎市文化ホール館長	
後藤 芙美子	山梨県商工会連合会女性部連合会長	
近藤 博文	環境省環境カウンセラー	鳥獣部会
佐藤 章夫	山梨産業保健推進センター所長	温泉部会
塩沢 久仙	南アルプス芦安山岳館館長	
篠原 滋美	河口湖フィールドセンター館長	
堤 マサエ	山梨県立女子短期大学教授	
内藤 順造	山梨県山岳連盟会長	
中井 道夫	山梨学院大学法学部教授	温泉部会
中込 司郎	山梨県植物研究会長	
中込 博	弁護士	温泉部会
中村 司	山梨大学名誉教授	鳥獣部会
中村 文雄	山梨大学名誉教授	温泉部会
西室 覚	山梨県市長会理事(大月市長)	鳥獣部会
野沢 久	日本野鳥の会甲府支部事務局長	鳥獣部会
堀内 直人	山梨県森林組合連合会代表理事会長	鳥獣部会
前田 勝弘	山梨県町村会副会長(西桂町長)	鳥獣部会
湯本 光子	加納岩小学校教諭	鳥獣部会
若林 千賀子	日本環境教育フォーラム理事	
渡辺 一彦	日本労働組合総連合会山梨県連合会事務局長	
渡辺 勝美	山梨県猟友会長	鳥獣部会
渡辺 恭史	山梨県商工会議所連合会専務理事	
渡邊 建一	山梨県恩賜林保護組合連合会理事長	鳥獣部会

専門委員

氏名	所属等	部会
笹本 森雄	湯村温泉旅館協同組合	温泉部会
小林 浩治	大月旅館組合	温泉部会
古屋 隆雄	石和温泉旅館協同組合	温泉部会
中澤 厚男	甲府ホテル旅館協同組合	温泉部会
矢崎 崇	下部旅館振興協同組合	温泉部会

山梨県環境影響評価等技術審議会 (平成16年11月現在)(任期：H14.12.15～H16.12.14)

氏名	所属等
工藤 泰子	財)日本気象協会調査部環境調査課副参事
片谷 教孝	山梨大学教授(工学部)
坂本 康	山梨大学教授(工学部)
平林 公男	信州大学助教授(繊維学部)
山下 恭弘	信州大学教授(工学部)
福原 博篤	国立音楽大学講師
田中 収	大月市立短期大学教授
今泉 俊文	山梨大学教授(教育人間科学部)
鈴木 邦雄	横浜国立大学教授(経営学部)
中込 司郎	山梨県植物研究会会長
湯本 光子	山梨市立加納岩小学校教諭
柿澤 亮三	財)山階鳥類研究所主任研究員兼資料室長
池田 清彦	山梨大学教授(教育人間科学部)
石井 信行	山梨大学講師(工学部)
田中 章	武蔵野工業大学助教授(環境情報学部)

山梨県公害審査委員候補者 (平成16年11月現在)(任期：H16.3.11～H17.3.10)

氏名	所属等
原 美千子	山梨県弁護士会弁護士
早川 正秋	山梨県弁護士会弁護士
細田 浩	山梨県弁護士会弁護士
雨宮由美子	(株)山梨県環境科学検査センター情報室長
佐藤 章夫	労働福祉事業団 山梨産業保健推進センター所長
妻鹿 絢子	山梨大学教育人間科学部教授
祢津 光廣	山梨県立中央病院医療局内科主任医長
金丸 康信	環境に関する企業連絡協議会理事
片谷 教孝	山梨大学大学院助教授
平山けい子	山梨大学工学部助手
石井由紀雄	山梨県建設産業団体連合会
山下 恭弘	信州大学工学部教授

(4) 環境保全のための広域的協力推進体制

全国大気汚染防止連絡協議会【大気水質保全課】

(47都道府県、83政令市、東京都23特別区)

大気汚染防止について行政における協力関係の確保等を目的に昭和38年12月に発足し、大気環境の保全について情報交換などを行っている。

全国湖沼環境保全対策推進協議会【大気水質保全課】

(湖沼を有する都道府県)

湖沼の環境保全対策の推進を図ることを目的に、昭和56年9月に設置され、湖沼の環境保全対策について検討、情報交換などを行っている。

全国生活排水対策連絡協議会【大気水質保全課】

(47都道府県)

全国都道府県における生活排水対策行政の推進を図ることを目的に、昭和55年9月に設置され、生活排水の処理に関する調査・研究、情報交換を行っている。

関東地方知事会「関東地方環境対策推進本部」【大気水質保全課】【循環型社会推進課】

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野の1都9県)

関東地方の公害問題に、都県の枠を越えて広域的に対処するため、昭和46年1月に関東地方知事会の会の下部組織として設置された「関東地方公害対策推進本部」が、平成10年5月に新しい環境問題に即応できる組織とするため、「関東地方環境対策推進本部」に改組された。

テーマごとに関係都県が構成する各部会を設置し、情報交換、調査研究を行うとともに、環境保全に関する施策を推進している。

本県が参加している部会は次のとおりである。

(a)大気環境部会【大気水質保全課】(1都9県)

広域的な大気汚染に関する調査研究、防止対策の推進に向け設置され情報交換、各種調査を行っている。

(b)水環境部会【大気水質保全課】(1都9県)

水質保全対策を目的として設置され、情報交換、各種調査を行っている。

(c)有害化学物質特別部会【大気水質保全課】(1都9県)

有害化学物質対策に関する情報交換、各種調査を行っている。

(d)地球温暖化対策特別部会【循環型社会推進課】(1都9県)

地球温暖化対策に共同して取り組むため、情報交換や各種調査を行っている。

関東甲信越静環境美化推進連絡協議会【循環型社会推進課】

(山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川、静岡、長野、新潟の1都10県)

空き缶等の散乱防止対策については、昭和55年に「空き缶等問題研究会」が設置され(昭和56年「空き缶等問題推進委員会」に組織変更)共同研究を進めた結果、昭和57年に関東地方統一美化キャンペーンを提唱し、昭和58年にはデポジット方式等に関する検討結果をまとめて

報告し、共同研究を終了した。

昭和59年からは「空き缶等環境美化推進連絡協議会」を設置し、平成8年に新潟県が加入し、平成9年からは「関東甲信越静環境美化推進連絡協議会」と名称変更し、関東地方統一美化キャンペーンの推進母体としている。

関東地方水質汚濁対策連絡協議会【大気水質保全課】

(国土交通省、水資源開発公団、山梨、東京、茨城、千葉、栃木、群馬、埼玉、神奈川の1都7県及び川崎、横浜、千葉の3市)

昭和45年度に、関東地方の河川、湖沼及び海域の水質の実体を把握するとともに、汚濁の過程を究明し、防止対策の樹立に質することを目的に建設省関東地方建設局の内部に発足した。

本県は、53年度から加入し、多摩川、鶴見川、相模川部会に属しており、水質汚濁対策の調査研究を進めるとともに、関係機関との情報交換を行っている。

関東甲信越地区産業廃棄物処理対策連絡協議会【環境整備課】

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野の1都9県及び横浜、横須賀、川崎、千葉、新潟、宇都宮、長野、相模原、さいたま、川越、船橋の11市)

産業廃棄物処理対策の円滑な運営を図る目的で、昭和50年3月に設置され、関東甲信越地区の都県及び政令市における産業廃棄物の処理に関する情報交換を行うとともに、各自治体相互の連絡調整を行っている。

産業廃棄物不適正処理防止広域連絡協議会(産廃スクラム27)【廃棄物不法投棄対策室】

(山梨、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、長野、静岡、福島、東京の1都11県及び宇都宮、千葉、横浜、川崎、横須賀、新潟、静岡、浜松、長野、相模原、さいたま、郡山、いわき、川越、船橋の15市)

関東圏において行われている広域的な産業廃棄物の処理に関して、不法投棄等の不適正処理が行われた場合に迅速かつ適切に統一的な指導や処分を行うため、都、県、市が相互に情報交換、連携、協力体制を図る目的で、平成12年11月に設置された。

秩父多摩甲斐国立公園協議会【みどり自然課】

(山梨、埼玉、長野、東京の1都3県)

昭和25年7月に、秩父多摩国立公園が指定されると同時に設立されて以来、公園計画及び事業その他自然保護に関する重要事項について研究協議、共同事業を行っている。

南アルプス国立公園連絡協議会【みどり自然課】

(山梨、長野、静岡の3県)

昭和39年6月に、南アルプス国立公園が指定されたことから昭和40年1月に設置され、公園の管理、運営について情報交換、共同事業を行っている。

(5) 市町村の環境行政

環境行政組織

環境問題は複雑化し、都市・生活型の環境問題へと変化しつつある。このような状況の中で地域住民と密接に関わる市町村行政の果たす役割はますます重要になってきている。環境問題の解決については、できるだけその地域の実情を反映させることが望まれ、本県の市町村においても、環境担当組織の充実が図られている。(表3-1-3)

市町村環境関係審議会設置状況

市町村における環境対策に関する基本的な事項を調査審議するため、7市16町7村が環境関係審議会を設置している。(表3-1-4)

市町村における条例等の制定状況

法律及び条例による規制を補完し、地域の実情に即した公害防止対策及び環境保全行政を推進するため環境保全条例等を制定している。(表3-1-5、6、7)

表3-1-3 市町村環境担当組織

(H16.11月現在)

市町村名	担 当 部 署	担 当 部 署 電 話 番 号
甲 府 市	環境部環境対策課	055-241-4311
富 土 吉 田 市	環境政策課	0555-22-1111(内線307)
塩 山 市	生活環境課、衛生センター	0553-32-2111・33-4404
都 留 市	地域振興課環境保全室	0554-43-1111(内線171)
山 梨 市	保健環境課生活環境係、環境センター施設管理係	0553-22-1111(内線413)・23-1555
大 月 市	環境課	0554-22-2111(内線130)
葦 崎 市	市民生活課環境室	0551-22-1111(内線122)
南アルプス市	保健福祉部環境課	055-282-6097
甲 斐 市	環境経済部環境課	0551-20-3663
笛 吹 市	市民環境部環境対策課	055-262-4111(直通)・261-2044
北 杜 市	環境課	0551-42-2044
牧 丘 町	生活環境課環境係	0553-35-3111(内線153)
三 富 村	住民課	0553-39-2121(内線25)
勝 沼 町	町民福祉課環境衛生担当	0553-44-1111(内線69)
大 和 村	住民福祉課	0553-48-2111(内線42)
中 道 町	町民課	055-266-3111(内線135)
芦 川 村	住民支援課	055-298-2111(内線27)
豊 富 村	生活環境課	055-269-2211(内線117)
上九一色村	地域整備課	0555-88-2111
三 珠 町	生活環境課環境整備係	055-240-4158
市川大門町	厚生福祉課環境衛生係	055-272-1101(内線121)
六 郷 町	環境課環境係	0556-32-2111(内線56)
増 穂 町	町民課	0556-22-7209
鰯 沢 町	民生課	0556-22-2151(内線227)
早 川 町	町民環境課	0556-45-2511(内線51)
身 延 町	環境下水道課	05566-2-1111(内線18)
南 部 町	水道環境課	05566-6-2111(内線44)
玉 穂 町	都市環境課環境係	055-274-1111(内線442)
昭 和 町	環境衛生課環境衛生係	055-275-2111(内線226)
田 富 町	環境衛生課環境衛生係	055-274-7115
小 淵 沢 町	環境福祉課環境保健担当	0551-36-6164
秋 山 村	環境課環境係	0554-56-2111(内線50)
道 志 村	環境保健課環境係	0554-52-2111(内線25)
西 桂 町	住民福祉課環境係	0555-25-2121(内線32)
忍 野 村	地域振興課	0555-84-7794
山 中 湖 村	環境衛生課	0555-62-5374
富士河口湖町	環境課生活環境係	0555-72-3169
鳴 沢 村	住民課生活環境係	0555-85-2311(内線22)
上 野 原 町	環境課(クリーンセンター内)	0554-62-3111(内線132)
小 菅 村	住民課	0428-87-0111
丹 波 山 村	住民課	0428-88-0211

表3-1-4 市町村各種審議会設置状況

(H16.11月現在)

市町村名	名 称	制定年月日	構成人員
甲府市	甲府市環境審議会	H13. 8.22	20
富士吉田市	富士吉田市環境審議会	H 6.12. 2	20
塩山市	塩山市環境審議会	H 6.10. 7	10
都留市	都留市環境審議会	H 6. 7. 1	20
山梨市	山梨市環境審議会	H 6.10. 3	18
大月市	大月市環境審議会	H 6.10. 1	18
韮崎市	韮崎市環境審議会	S46. 6.26	18
南アルプス市	南アルプス市環境審議会	H15. 4. 1	20
石和町	石和町環境審議会	H 6. 9.29	13
境川村	境川村環境審議会	H 6. 6.17	12
中道町	中道町環境審議会	H 6. 8. 1	15
豊富村	豊富村環境審議会	H 9. 7. 1	12
市川大門町	市川大門町環境審議会	H 6. 6.30	15
下部町	下部町環境審議会	H 6. 8. 1	15
増穂町	増穂町環境審議会	H 6. 6.22	13
鮎沢町	鮎沢町環境審議会	H10. 4. 1	15
中富町	中富町環境審議会	H 6. 8. 1	7
身延町	身延町環境審議会	S45.10. 1	15
南部町	南部町環境審議会	H 6. 6.24	14
竜王町	竜王町環境審議会	H 6. 6.30	15
敷島町	敷島町環境審議会	H 7. 6.16	25
玉穂町	玉穂町環境審議会	H15.10. 1	12
田富町	田富町環境審議会	H10. 4. 1	10
明野村	明野村環境審議会	H 6. 8. 1	20
長坂町	長坂町公害対策審議会	S58. 9.30	10
	長坂町自然環境保全対策審議会	S61. 6. 3	13
小淵沢町	小淵沢町環境基本計画環境審議会	H13.10. 4	14
大泉村	大泉村環境保全委員会	H 3. 5.14	12
山中湖村	山中湖村環境審議会	H 6.10. 1	12
富士河口湖町	富士河口湖町環境審議会	H15.12.15	15
上野原町	上野原町環境審議会	H 6.10. 1	25

表3-1-5 市町村環境保全条例

(H16.11月現在)

市町村名	条 例 の 名 称	制定年月日
甲 府 市	甲府市環境保全基本条例	H13. 4. 1
山 梨 市	山梨市環境基本条例	H15.10. 1
韮 崎 市	韮崎市環境基本条例	H14. 9.25
豊 富 村	豊富村環境基本条例	H10. 3.25
竜 王 町	まちをきれいにする条例	H14. 1.28
敷 島 町	敷島町環境基本条例	H 8. 3.22
田 富 町	田富町環境保全基本条例	H10. 3.20
長 坂 町	長坂町自然環境保全条例	S61. 6.30
富士河口湖町	富士河口湖町自然環境を守り育む条例	H15.11.15
勝 山 村	勝山村自然環境保全条例	S58. 6.13
中 道 町	中道町社会環境保全に関する条例	S56. 3.12
小 淵 沢 町	小淵沢町環境基本条例	H15. 3. 7

表3-1-6 市町村公害防止条例等

(H16.11月現在)

市町村名	条例の名称	制定年月日
甲府市	甲府市公害防止条例	S46. 7.12
塩山市	塩山市公害防止条例	S46. 4.30
"	塩山市騒音防止条例	S33. 3.22
山梨市	山梨市公害防止条例	S46.12.27
大月市	大月市騒音防止条例	S35. 1. 7
韮崎市	韮崎市公害防止条例	S61. 3.27
笛吹市	笛吹市騒音防止条例	H16.10.12
勝沼町	勝沼町騒音防止条例	S33. 8.11
石和町	石和町騒音防止条例	S44. 4. 1
御坂町	御坂町騒音防止条例	S30. 9.16
身延町	身延町公害防止条例	S48. 4. 3
田富町	田富町公害の防止に関する条例	S42.12.21
双葉町	双葉町公害防止条例	S53. 7. 4
明野村	明野村公害防止条例	S50.12.25
長坂町	長坂町公害防止条例	S58. 9.30
山中湖村	山中湖村騒音防止条例	S40. 7.25
富士河口湖町	富士河口湖町騒音防止条例	S15.11.15

表3-1-7 市町村地下水資源保護条例、要綱等

(H16.11月現在)

市町村名	条例等の名称	制定年月日
甲府市	水道水源保護指導要綱	H 2.10. 1
都留市	開発行為指導要綱	H 2. 9. 1
韮崎市	土地開発事業等の基準に関する条例	S48. 7. 1
笛吹市	地下水の保全及び採取適正化条例	H16.10.12
三富村	簡易水道水源保護条例	H12.12.25
勝沼町	土地利用要綱	H 3. 4. 9
石和町	地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例	S53. 9.30
一宮町	地下水採取の適正化に関する条例	S48.10. 3
豊富村	地下水採取の適正化に関する条例	H 1. 3.22
敷島町	地下水源保護条例	H 9. 9.26
田富町	水道水源保護条例	H10. 3.20
双葉町	地下水資源の保全及び採取適正化に関する条例	S49. 8. 1
明野村	地下水の採取適正化に関する条例	S48. 3.27
"	水道水源保護条例	H 9. 4. 1
須玉町	土地開発事業等の基準に関する条例	S48. 8. 1
"	水道水源保護条例	H10. 4. 1
高根町	地下水保全条例	H11. 3.19
長坂町	地下水採取の適正化に関する条例	H12.10.10
大泉村	開発基本条例	S48.12.21
"	宅地等造成及び建築行為に関する指導要綱	S54. 4. 1
"	大泉村水資源の確保と保護に関する条例	H14. 3.22
小淵沢町	地下水資源の保護及び採取適正化に関する要綱	H 7.12. 7
白州町	地下水保全条例	H 8. 3.22
富士河口湖町	富士河口湖町地下水保全条例	H15.11. 15

(6) 企業における公害防止体制

公害防止管理者の選任状況

工場における公害防止組織を整備し、企業が自主的に公害の未然防止を図ることを目的として「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定されている。

この法律では、ばい煙発生施設の排出ガス量の合計が1時間当たり10,000N³以上の工場や汚水等排出施設の排出水量が1日当たり1,000^{m³}以上の工場、特定の有害物質を使用する工場等（特定工場という。）を設置している者に対し、公害防止に関する技術的事項を管理するための公害防止管理者（代理者）を選任し、また、常時使用する従業員の数が21人以上の場合には、施設の維持管理及び使用や事故時の措置等に関する業務等を統括管理する公害防止統括者（代理者）を選任し、知事又は市町村長に届け出ることを義務づけている。さらに、排出ガス量の合計が1時間当たり40,000N³以上、かつ排出水量が1日当たり10,000^{m³}以上の特定工場を設置している者に対しては、公害防止統括者を補佐し公害防止管理者を指揮する役割を担う、公害防止主任管理者（代理者）を選任し、知事に届け出ることを義務づけている。

平成15年3月末現在、公害防止管理者等の知事への届出状況は表3-1-8のとおりである。

表3-1-8 公害防止管理者等の届出状況

	特定工場	公害防止統括者	公害防主任管理者	公害防止管理者
大 気 関 係	1 9 5	9 4 (9 2)	1 (0)	5 3 (4 5)
水 質 関 係				5 8 (4 6)
騒 音 関 係				3 (1)
特定粉じん関係				2 (2)
一般粉じん関係				6 0 (4 8)
振 動 関 係				2 (1)
ダ イ オキソ 類 関 係				0 (0)

備考 () 内は代理者数を示す。

3 環境基準等

「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する」ため、公害関係法令等で定められている環境基準、規制基準、規制地域等の概要は、次のとおりである。

(1) 大気汚染に係る環境基準等

大気汚染に係る環境基準（昭和48年、環境庁告示第25号）

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント
環境上の条件	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ1時間値が0.1ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1時間値の1日平均値が0.10mg/□以下であり、かつ1時間値が0.20mg/□以下であること。	1時間値が0.06ppm以下であること。
測定方法	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	非分散型赤外分析計を用いる方法	濾過補集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法または電量法、紫外線吸収法エチレンを用いる化学発光法
備考	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。			

二酸化窒素に係る環境基準（昭和53年、環境庁告示第38号）

1 環境基準

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

2 測定方法

ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法

ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準（平成9年 環境庁告示第4号）

	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン
環境上の条件	1年平均値が0.003 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.2 mg / m ³ 以下であること。	1年平均値が0.15 mg / m ³ 以下であること。
測定方法	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法			

(2) ダイオキシン類に係る環境基準

ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について（平成11年、環境庁告示第68号）

媒体	基準値	測定方法
大気	0.6pg - TEQ / m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水質（水底の底質を除く。）	1 pg - TEQ / ℓ以下	日本工業規格 K 0 3 1 2 に定める方法
水質の底質	150pg - TEQ / g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土壌	1,000pg - TEQ / g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌にあっては、環境基準が達成された場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg - TEQ / g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。		

(3) 水質汚濁に係る環境基準等

人の健康の保護に関する環境基準

環境基本法第16条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準（環境基準）で、人の健康の保護に関する環境基準は公共用水域に適用されるものであり、次のとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準

単位；mg / ℓ

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01	四塩化炭素	0.002	チウラム	0.006
全シアン	検出されないこと。	1,2-ジクロロエタン	0.004	シマジン	0.003
鉛	0.01	1,1-ジクロロエチレン	0.02	チオベンカルブ	0.02
六価クロム	0.05	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	ベンゼン	0.01
砒素	0.01	1,1,1-トリクロロエタン	1	セレン	0.01
総水銀	0.0005	1,1,2-トリクロロエタン	0.006	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10
アルキル水銀	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.03	ふっ素	0.8
P C B	検出されないこと。	テトラクロロエチレン	0.01	ほう素	1
ジクロロエタン	0.02	1,3-ジクロロプロパン	0.002		

基準値は年間平均値。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

生活環境の保全に関する環境基準

生活環境の保全に係る環境基準は、指定されたその水域類型ごとに適用される。県内の県際水系（2県にまたがるもの）のうち富士川水域、相模川水域及び多摩川水系については、昭和48年3月31日環境庁告示第21号等によって水域類型の指定が行われ、その他の水域（知事に類型指定が委任されている水域）については、昭和49年4月1日山梨県告示第153号（改正：平成7年3月30日山梨県告示第131号の4）によって水域類型の指定が行われた。

生活環境の保全に関する環境基準（河川）

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	25 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ℓ [□] 以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	同上	2 mg/ℓ 以下	同上	同上	1,000 MPN/100ℓ [□] 以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ 以下	同上	5 mg/ℓ 以上	5,000 MPN/100ℓ [□] 以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ 以下	50 mg/ℓ 以下	同上	-
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	100 mg/ℓ 以下	2 mg/ℓ 以上	-
E	工業用水3級 環境保全	同上	10 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	同上	-
備 考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、 - 中腐水性水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)
(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人口湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素 量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/ℓ 以下	1 mg/ℓ 以下	7.5 mg/ℓ 以上	50 MPN/100ℓ [□] 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	同上	3 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以下	同上	1,000 MPN/100ℓ [□] 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの欄に掲げるもの	同上	5 mg/ℓ 以下	15 mg/ℓ 以下	5 mg/ℓ 以上	-
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/ℓ 以上	-
備考						
1 基準値は、日間平均値とする。						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5 mg/ℓ以上とする。						
3 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。						

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊の浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

水域別環境基準水域類型の指定について

環境庁告示第27号（平成10年 6月 1日）

水	域	該当 類型	達成 期間
多摩川上流(1)（和田橋より上流。ただし、小河内ダム貯水池（奥多摩湖）（全域）に係る部分を除く。）		A A	イ

（注） 達成期間は次のとおりとする。
「イ」は、直ちに達成

環境庁告示第21号（昭和48年 3月31日）

水	域	該当 類型	達成 期間
相模川上流(1)（柄杓流川合流点より上流）		A A	イ
相模川上流(2)（柄杓流川合流点から相模湖大橋（相模ダム）まで）		A	八
富士川(1)（塩川合流点より上流）		A A	イ
富士川(2)（塩川合流点から笛吹川合流点まで）		A	イ
富士川(3)（笛吹川合流点から身延橋まで）		A	八
富士川(4)（身延橋より下流）		A	口

（注） 達成期間の分類は次のとおりとする。
(1)「イ」は、直ちに達成
(2)「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成
(3)「八」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

山梨県告示第153号（昭和49年 4月 1日）改正 山梨県告示第131号の4（平成 7年 3月30日）

水	域	該当 類型	達成 期間
笛吹川上流（亀甲橋より上流）		A	イ
笛吹川下流（亀甲橋より下流）		A	八
荒川上流（亀沢川合流点より上流）		A A	イ
荒川下流（亀沢川合流点より下流）		B	八
濁川（全域）		C	八
鎌田川（笛吹川右岸に合流するものの全域）		B	八
平等川（全域）		B	イ
重川（全域）		B	イ
日川（全域）		A	イ
滝沢川（全域）		B	イ
黒沢川（塩川に合流するものの全域）		C	八
鶴川（全域）		A	イ
笹子川（全域）		A	イ
朝日川（全域）		A	イ
柄杓流川（全域）		A	八
宮川（相模川に合流するものの全域）		B	口
山中湖（全域）		湖沼 A	イ
河口湖（全域）		湖沼 A	イ
西湖（全域）		湖沼 A	イ
精進湖（全域）		湖沼 A	イ
本栖湖（全域）		湖沼 A A	イ

（注） 達成期間の分類は次のとおりとする。
(1)「イ」は、直ちに達成
(2)「口」は、5年以内で可及的すみやかに達成
(3)「八」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成
山梨県公害防止条例第20条関係特別規制基準（平成14年条例53一部改正）

有害物質に係る排水基準（適用水域：全公共用水域）

有害物質の種類	カドミウム及びその化合物	シアン化合物	有機燐化合物（パリン酸、メチルパリン酸、メチルジメチル及びEPNに限る。）	六価クロム化合物	砒素及びその化合物	ふつ素及びその化合物
特定事業場	検出されないこと。	1 ℓにつき 0.1mg	検出されないこと。	1 ℓにつき 0.05mg	1 ℓにつき 0.05mg	新設にあつては、 1 ℓにつき 1 mg 既設にあつては、 1 ℓにつき 5 mg

備考1 「特定事業場」とは、水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

2 この表の数値は、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号。以下「府令」という。）第2条に規定する方法により検定した場合における検出値によるものとする。

3 「検出されないこと。」とは、府令第2条に規定する方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

4 「新設」とは、昭和50年8月1日の後において設置される特定事業場をいい、「既設」とは、昭和50年8月1日において現に設置されている特定事業場（同日において設置の工事をしているものを含む。）及び一の施設が水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設となつた際現にその施設を設置している特定事業場（その際特定施設の設置の工事をしているものを含む。当該特定事業場が「新設」の特定事業場となつている場合にあつては、新設とする。）をいう。

5 ふつ素及びその化合物についての排水基準は、し尿処理施設を設置する特定事業場（他の特定施設を併設するものを除く。）、畜産農業又はサービス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置する特定事業場及び旅館業に属する特定事業場並びにこれら以外の特定事業場であつて、一日当たりの平均的な排出水の量が20立方メートル未満であるものから排出される排出水については、適用しない。

有害物質以外のものに係る排水基準

区分	項目及び許容限度			生物化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	化学的酸素要求量 (mg/ℓ)	浮遊物質 量 (mg/ℓ)	カドミウム抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/ℓ)	フェノール類含有量 (mg/ℓ)	銅含有量 (mg/ℓ)	亜鉛含有量 (mg/ℓ)	溶解性鉄含有量 (mg/ℓ)	溶解性マンガン含有量 (mg/ℓ)	クロム含有量 (mg/ℓ)	大腸菌群数 (個/ℓ)	
	1日当たりの平均的な排水の量	適用水域	20ℓ以上												
特定事業場	し尿処理施設を設置するもの (他の特定施設を併設するものを除く。)	新設	全公共用水域	20ℓ以上	20(15)	20(15)	50(30)							1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)						1,000		
	下水道終末処理施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20ℓ以上	20(15)	20(15)	50(30)	10	1	1	1	1	0.5	1,000	
		既設			40(30)	40(30)	50(30)	10	1	1	5	1	1,000		
	畜産農業又はサ・ビス業の用に供する豚房施設、牛房施設又は馬房施設を設置するもの	新設	富士五湖水域	7.5ℓ以上	30(20)	30(20)	50(30)								
			市街化区域内の水域	7.5ℓ以上	80(60)	80(60)	150(120)								
		既設	全公共用水域	7.5ℓ以上 50ℓ未満	140(110)	140(110)	180(140)								
				50ℓ以上	80(60)	80(60)	150(120)								
	旅館業	新設	全公共用水域	20ℓ以上	30(20)	30(20)	50(30)	10							1,000
					既設	自然公園区域内の水域	20ℓ以上	60(50)	60(50)	90(70)	10				
		既設	上記以外の公共用水域	20ℓ以上 50ℓ未満	100(85)	100(85)	140(110)	15							1,000
				50ℓ以上	60(50)	60(50)	90(70)	10						1,000	
	上記以外の特定施設を設置するもの	新設	全公共用水域	20ℓ以上	30(20)	30(20)	50(30)	10	1	1	1	1	1	0.5	1,000
		既設			60(50)	60(50)	90(70)	10	1	1	1	5	1	1,000	

府令別表第2に定める水素イオン濃度の排水基準については、1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル未満である特定事業場から排出される排水についても適用する。

- 備考 1 別表第1の備考1、2及び4の規定は、この表に掲げる有害物質以外のものに係る排水基準について準用する。
 2 「富士五湖水域」とは、次に掲げる湖沼及びこれに流入する公共用水域をいう。①山中湖 ②河口湖 ③西湖 ④精進湖 ⑤本栖湖
 3 「市街化区域内の水域」とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域内の公共用水域をいう。
 4 「自然公園区域内の水域」とは、自然公園法（昭和32年法律第161号）第5条第1項の規定により指定された国立公園及び同条第2項の規定により指定された国定公園並びに山梨県立自然公園条例（昭和32年山梨県条例第74号）第5条第1項の規定により指定された県立自然公園の区域内の公共用水域をいう。
 5 ()内の数値は、日間平均を示す。
 6 生物化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼以外の公共用水域に排出される排水について適用し、化学的酸素要求量に係る排水基準は、湖沼に排出される排水について適用する。

(4) 土壌の汚染に係る環境基準等
 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)の指定基準、及び土壌の汚染に係る環境基準(平成3年環境庁告示第46号)

項目	区分	土壌汚染対策法の指定基準		土壌汚染に係る環境基準 (mg/l)
		土壌含有基準 (mg/kg)	土壌溶出基準 (mg/l)	
四塩化炭素	揮発性有機化合物 (第1種特定有害物質)	/	0.002以下	0.002以下
1,2-ジクロロエタン			0.004以下	0.004以下
1,1-ジクロロエタン			0.02以下	0.02以下
シス-1,2-ジクロロエタン			0.04以下	0.04以下
1,3-ジクロロベンゼン			0.002以下	0.002以下
ジクロロメタン			0.02以下	0.02以下
テトラクロロエタン			0.01以下	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン			1以下	1以下
1,1,2-トリクロロエタン			0.006以下	0.006以下
トリクロロエタン			0.03以下	0.03以下
ベンゼン		0.01以下	0.01以下	
カドミウム及びその化合物	重金属等 (第2種特定有害物質)	150以下	0.01以下	0.01以下、農用地の米は1mg/kg未満
六価クロム化合物		250以下	0.05以下	0.05以下
シアン化合物		遊離シアンとして 50以下	検出されないこと	検出されないこと
水銀及びその化合物 うちアルキル水銀		15以下	0.0005以下 検出されないこと	0.0005以下 検出されないこと
セレン及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下
鉛及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下
砒素及びその化合物		150以下	0.01以下	0.01以下、農用地(田)の土壌15mg/kg未満
ふっ素及びその化合物		4,000以下	0.8以下	0.8以下
ほう素及びその化合物		4,000以下	1以下	1以下
シマジン		農薬等 (第3種特定有害物質)	/	0.003以下
チラム	0.006以下			0.006以下
チオソルファト	0.02以下			0.02以下
PCB	検出されないこと			検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと			検出されないこと
銅				農用地(田)の土壌125mg/kg

(5) 騒音に係る環境基準等
 騒音に係る環境基準(平成10年環境庁告示第64号)

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A A	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
 2 A Aを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉法人施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の斜線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

備考: 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

騒音に係る環境基準の類型の当てはめ（平成7年県告示第368号）

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項及び環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第2条の規定に基づき、同法第16条第1項に規定する基準で騒音に係るものの地域の類型当てはめを次のとおりとする。

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、石和町、市川大門町、増穂町、身延町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、上野原町のうち、次の表に掲げる地域。

地域の類型	当てはめる地域
A	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 第1種低層住居専用地域、 第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域及び 第2種中高層住居専用地域
B	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 第1種住居地域、 第2種住居地域及び 準住居地域（同項第2号に掲げる特別工業地区及び同法施行令第3条第6号に掲げる特別業務地区を除く。）
C	都市計画法第8条第1項第1号に掲げる 近隣商業地域、 商業地域、 準工業地域及び 工業地域並びに 同項第2号に掲げる特別工業地区及び同法施行令第3条第6号に掲げる特別業務地区

*本県ではA A類型については、該当地域がないことから地域指定していない。

騒音規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

（昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号）

時間区分 区域区分	昼間	朝、夕	夜間
	午後8時から 午後7時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後10時から翌日の 午前6時まで
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル

- (注) 1 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
（図面中、緑色に色分けした区域）
2 第2種区域 住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
（図面中、黄色に色分けした区域）
3 第3種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、騒音の発生を防止する必要がある区域
（図面中、赤色に色分けした区域）
4 第4種区域 主として工業等の用に供されている区域であって、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域
（図面中、青色に色分けした区域）

図面省略

騒音規制法に基づく特定建設作業騒音に係る規制基準

(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)

特定建設作業の種類	騒音の規制基準
法施行令別表第2に掲げるすべての作業	85デシベル

- (注) 1 厚生省・建設省告示の別表第1号の規定により知事(甲府市にあっては市長)が指定する区域は、第1種区域、第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
- 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については別に定めがある。

騒音規制法に基づく自動車騒音の要請限度(平成12年総理府令第15号)

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
1	a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2	a区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70	65
3	b区域のうち2車線以上の道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	75	70

幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の特例

上表に掲げる区域のうち、幹線交通を担う道路に近接する区域(2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず次のとおり。

昼間	75デシベル	夜間	70デシベル
----	--------	----	--------

幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る)並びに都市計画法施行規則に基づく自動車専用道路

- 自動車騒音の限度を定める総理府令備考に基づく知事(甲府市にあっては市長)が定める区域
(平成12年県告示第161号、平成12年甲府市告示第208号)

区分	該当地域
a区域	第1種区域並びに第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b区域	第2種区域から第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域を除いた地域
c区域	第3種区域及び第4種区域

- 備考 1 第1種~第4種区域とは、特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)において定める区域をいう。
- 2 第1種及び第2種中高層住居専用地域とは、都市計画法第8条第1項の規定により定められた地域をいう。

騒音規制法指定地域(53市町村)(昭和52年県告示第66号、平成12年甲府市告示第206号)
甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、早川町、身延町、南部町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上野原町の一部

(6) 振動に係る規制基準等

振動規制法に基づく特定工場等に係る規制基準

(昭和54年県告示第100号、平成12年甲府市告示第209号)

	昼 間	夜 間
	午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域	60 デシベル	55 デシベル
第2種区域	65 デシベル	60 デシベル

- (注) 1 第1種区域 静穏な環境を保全する必要がある区域(図面中において緑色に色分けした区域)
- 2 第2種区域 著しい振動の発生を防止する必要がある区域(図面中において黄色又は赤色に色分けした区域)
- 図面省略

振動規制法に基づく特定建設作業振動の規制基準

(振動規制法施行規則別表第1、昭和54年県告示第101号、平成12年甲府市告示第210号)

特定建設作業の種類	規制基準
振動規制法施行令別表第2に掲げる全ての作業	75 デシベル

- (注) 1 施行規則別表第1付表第1号の規定により知事(甲府市にあっては市長)が指定する区域は、図面中、緑色又は黄色に色分けした地域及び赤色に色分けした地域のうち学校、病院等保護対象施設の敷地の周囲おおむね80m以内の区域とする。
- 2 深夜作業、作業時間、作業期間及び日曜、休日に係る作業の規制内容については、別に定めがある。

振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度

(振動規制法施行規則別表2、昭和54年県告示第102号)

区域区分	時間区分	昼 間	夜 間
		午前8時から午後7時まで	午後7時から翌日の午前8時まで
第1種区域		65 デシベル	60 デシベル
第2種区域		70 デシベル	65 デシベル

(注) 区域の区分及び時間の区分は、特定工場等に係る規制基準の規定に準ずる。

振動規制法指定地域(53市町村)(昭和54年県告示第100号、平成12年甲府市告示第209号)

甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、豊富村、上九一色村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、豊川町、身延町、南部町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、秋山村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村、上野原町の一部

(7) 悪臭に係る規制基準等

悪臭防止法に基づく悪臭物質の規制基準(昭和51年県告示第235号、平成12年甲府市告示第212号)

ア 事業場の敷地境界線の地表における規制基準

(単位: ppm)

悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域	悪臭物質	A 区域	B 区域	C 区域
アンモニア	1	2	5	イソバレラルデヒド	0.003	0.006	0.01
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	イソブタノール	0.09	4	20
硫化水素	0.02	0.06	0.2	酢酸エチル	3	7	20
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	チルイソブチルケトン	1	3	6
二硫化メチル	0.09	0.03	0.1	トルエン	10	30	60
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	スチレン	0.4	0.8	2
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	キシレン	1	2	5
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004
ノルマルペンチルアルデヒド	0.009	0.02	0.05	イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01

- (注) 1 A区域 図面中において緑色に色分けした区域
 2 B区域 図面中において黄色に色分けした区域
 3 C区域 図面中において赤色に色分けした区域
 図面省略

イ 事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレリルアルデヒド、イソバレリルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの種類ごとに、敷地境界線における規制基準基礎として、悪臭防止法施行規則第3条に定める方法により算出して得た流量

算出式 $q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$
 q : 流量 (単位 Nm^3/h)
 He : 排出口の高さの補正值 (単位 m)
 Cm : 敷地境界線における基礎基準値 (単位 ppm)

ウ 事業場から排出される排水における規制基準

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルの種類ごとに、敷地境界線における規制基準を基礎として、悪臭防止法施行規則第4条に定める方法により算出して得た排水中の濃度。

関係式から求めた排水に係る規制基準値

排水水量($m^3/秒$)	Q 0.001			0.001 < Q 0.1			0.1 < Q		
	A	B	C	A	B	C	A	B	C
メチルメルカプタン	0.03	0.06	0.2	0.007	0.01	0.03	0.002*	0.003	0.007
硫化水素	0.1	0.3	1	0.02	0.07	0.2	0.005	0.002	0.05
硫化メチル	0.3	2	6	0.07	0.3	1	0.01	0.07	0.3
二硫化メチル	0.6	2	6	0.1	0.4	1	0.03	0.09	0.3

備考 有効数字1ケタで判断する。(測定値も有効数字1ケタ)
 *測定条件から

悪臭防止法指定地域(49市町村)(昭和51年県告示第235号、平成12年甲府市告示第212号)
 甲府市、富士吉田市、塩山市、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、南アルプス市、春日居町、牧丘町、三富村、勝沼町、大和村、石和町、御坂町、一宮町、八代町、境川村、中道町、豊富村、三珠町、市川大門町、六郷町、下部町、増穂町、鯉沢町、中富町、身延町、南部町、竜王町、敷島町、玉穂町、昭和町、田富町、双葉町、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、小淵沢町、白州町、武川村、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、富士河口湖町、鳴沢村及び上野原町の一部

山梨県悪臭防止対策指導指針

山梨県悪臭防止対策指導指針

(目的)

第1条 この指針は、工場又は事業場(以下「工場等」という。)における事業活動に伴って発生する悪臭により住民の生活環境がそこなわれている場合に、悪臭防止法による規程のほか、県、市町村及び工場等のとるべき措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「悪臭」とは、工場等から発生する不快なにおいの原因となり、生活環境をそこなうおそれのある多種類の物質からなる臭気をいう。

(適用地域)

第3条 この指針の適用地域は、悪臭防止法に基づき知事が特定悪臭物質の規制地域として指定している区域とする。

(指導基準値)

第4条 指導基準値は、嗅覚測定法により測定された臭気指数として定めるものとし、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工場等の敷地境界線における基準は、別表1に定めるところとする。
 なお、別表1のA、B、及びC区域は、悪臭物質の規制区域及び規制基準中(昭和51年、山梨県告示第235号)、第二項規制基準の備考で定める図面において色分けした区域とする。

(測定方法)

第5条 嗅覚測定法による臭気指数の測定は、悪臭防止法施行規則第1条で定める臭気指数の算定により行うものとする。

(県の責務)

第6条 県は、悪臭公害の防止に関し市町村に対して必要に応じ適切な指導・助言、及び第5条による測定が的確に実施できるよう支援するものとする。

(市町村の責務)

第7条 市町村は、その所管する適用区域内において、悪臭により住民の生活環境がそこなわれている場合に、複合臭等により悪臭防止法に基づく特定悪臭物質の濃度規制では十分な対応ができないと判断されるときは、県と協議のうえ、第5条による測定を行い、当該工場等を設置し、又は管理する者(以下「事業者等」という)に対して、悪臭の発生を防止するために必要な対策を講じさせる等の指導に努めるものとする。

(事業者等の責務)

第8条 工場等の事業者等は、第4条に定める指導基準値を守るように努めるものとする。

附 則

この指針は、平成10年9月1日から施行する。

別表1(第3条関係)

工場等の敷地境界線における指導基準値は、次の表に掲げる臭気指数とする。

業 種		規制区域の臭気強度に対応する臭気指数		
		A 区 域 (2 . 5)	B 区 域 (3 . 0)	C 区 域 (3 . 5)
畜産農業	養豚業	1.2	1.5	1.8
	養牛業	1.1	1.6	2.0
	養鶏業	1.1	1.4	1.7
飼料・肥料 製造業	魚腸骨処理場	1.3	1.5	1.8
	獣骨処理場	1.3	1.5	1.7
	複合肥料製造工場	1.1	1.3	1.5
食料品製造 業	水産食料品製造工場	1.3	1.5	1.8
	油脂系食料品製造工場	1.4	1.8	2.1
	でんぷん製造工場	1.5	1.7	1.9
	調理食料品製造工場	1.3	1.5	1.7
	コーヒー製造工場	1.5	1.8	2.1
	その他	1.2	1.4	1.7
化学製品製 造業	化学肥料製造工場	1.1	1.4	1.7
	無機化学製品製造工場	1.0	1.2	1.4
	プラスチック工場	1.2	1.4	1.7
	石油化学工場	1.4	1.6	1.8
	油脂加工品製造工場	1.1	1.6	2.0
	アスファルト製造工場	1.2	1.6	1.9
	クラフトパルプ製造工場	1.4	1.6	1.7
	その他のパルプ・紙工場	1.1	1.4	1.6
	その他	1.4	1.6	1.8
その他の 製造業	繊維工場	1.1	1.6	2.0
	印刷工場	1.2	1.3	1.5
	塗装工場	1.4	1.6	1.9
	窯業・土石製品製造工場	1.4	1.7	2.1
	鋳物工場	1.1	1.4	1.6
	輸送用機械器具製造工場	1.0	1.3	1.5
	その他	1.4	1.7	2.0
サービス業	廃棄物最終処分場	1.4	1.7	2.0
	ごみ焼却場	1.0	1.3	1.5
	下水処理場	1.1	1.3	1.6
	し尿処理場	1.2	1.4	1.7
	クリーニング店・洗濯工場	1.3	1.7	2.1
	飲食店	1.4	1.7	2.1
	その他	1.3	1.5	1.8
その他の工場、事業場	1.5	1.8	2.1	

(8) 山梨県地下水資源の保護および採取適正化に関する要綱における指定地域

第1種地下水採取適正化地域(17市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が著しく低下し、または井戸に相互干渉が著しく生じている地域及び地下水資源がきわめて乏しい地域)

甲府市、富士吉田市、山梨市、笛吹市、中道町、玉穂町、昭和町、田富町、小淵沢町及び鳴沢村の全域、韮崎市(上の山及び旧穂坂町のうち茅ヶ岳台上の地域)、北杜市(旧明野村、旧高根町、旧長坂町、旧大泉村及び白州町の全域、旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾)、甲斐市(旧竜王町及び旧敷島町の全域、旧双葉町のうち竜地、大埜、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷)、市川大門町(旧市川大門町及び旧高田村のうち町道高田・上原線及び富士川西部広域農道以北の地域)、増穂町(旧増穂町全域)、早川町(奈良田、西山温泉及び上湯島)及び富士河口湖町(船津、木立及び勝山)

第2種地下水採取適正化地域(14市町村)

(地下水の採取により、地下水の水位が低下し、もしくは井戸に相互干渉が生じている地域又はこれらの現象が生ずるおそれのある地域及び地下水資源の乏しい地域)

塩山市、大月市、都留市、勝沼町、西桂町及び上野原町の全域、韮崎市(旧穴山村、旧中田村及び旧藤井村のうち七里岩台上の地域、上の山を除く旧韮崎町全域)、南アルプス市(旧八田村、旧白根町及び旧櫛形町全域)、北杜市(旧須玉町のうち旧津金村の全域、若神子新町、境の沢、仁田平、小池平及び小尾を除く地域)、甲斐市(旧双葉町のうち竜地、大埜、団子新居、菖蒲沢、下今井、岩森及び宇津谷を除く地域)、上九一色村(御坂山系の尾根以南の地域)、増穂町(旧増穂町を除く全域)、身延町(旧身延町の全域)及び富士河口湖町(長浜)

4 「環境首都・山梨づくり」宣言 （平成5年3月22日 山梨県議会）

世界は今、人類の生存を脅かしかねない地球温暖化やオゾン層の破壊、さらには、砂漠化などの地球規模の環境問題に直面している。

地球環境問題は、その原因の多くが、企業や住民一人一人の日常活動の積み重ねから発生していることを考えるとき、それぞれの地域が地球環境の保全に向けて果たす役割は大きなものがある。

我々は、先人から引き継いだ山梨の美しい山並み、澄んだ空気、清らかな水など、健全で恵み豊かな環境を守り育て、次代に引き継いでいくため、一人一人が身近なことから環境に配慮した行動を実践していかなければならない。

よって、山梨県議会は、ここに、県民、企業、自治体が一体となって、地域の特性に応じた健全で恵み豊かな環境の保全と創造に努め、先駆者的役割を果たす中で、世界に誇れる「環境首都・山梨」をつくり上げていくことを宣言する。

5 山の日宣言 （平成9年8月8日）

山の日宣言

山梨は、日本を代表する山々に囲まれた山岳県であり、全国有数の森林県である。

この山や森林を見つめ直し、その恩恵に改めて感謝する契機とすべく、山に親しみ、山に学び、山と生きることを目指して、ここに、やまなし「山の日」を宣言する。

- 一 私達は、さわやかな空気、清らかな水、緑豊かな美しい景観、安全な生活など、その計り知れない恩恵が山や森林から与えられていることを確認する。
- 一 私達は、山や森林に親しむことを通じ、そこで育まれた歴史や文化、産業、自然などを学び、山や森林と私達との密接な関係を再認識する。
- 一 私達は、先人のたゆまぬ努力により、守り育てられてきたこの山や森林を良好な形で次代へと引き継いでいかななくてはならない。
- 一 私達は、自然との共生、市民参加の森づくり、山村地域の活性化などを推進するため、意識を変革し、行動することを決意する。
- 一 私達は、山や森林の重要性に対する理解を深め、山の日が全国的なものとなるよう広く呼び掛けていくものとする。